

IC カード生体認証特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、IC カード特約に規定される IC カードのうち、IC チップ内に手指の静脈パターンの情報（以下、「指静脈情報」といいます。）を登録することが可能な IC カード（以下、「生体認証機能付き IC カード」といいます。）を、指静脈情報の登録を行ってご利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約に定めがない事項に関しては、当社所定のキャッシュカード規定、ローンカード規定および IC カード特約により取扱います。
- (3) この特約において使用される語句は、特段の定めのないかぎり、キャッシュカード規定、ローンカード規定および IC カード特約の定義が適用されるものとします。なお、IC チップ内に記録された情報等はキャッシュカード規定およびローンカード規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

2. (生体認証)

- (1) 生体認証とは、指静脈情報を用いて、本人であることを確認する当社所定の認証方式のことをいいます。当社は、当社との間の取引において、生体認証を本人であることの確認手段の一つとします。
- (2) 生体認証 IC カードとは、IC チップ内に指静脈情報を登録した生体認証機能付き IC カードのことをいいます。
- (3) 生体認証情報の照合とは、生体認証 IC カードを使用し、IC チップ内に登録された指静脈情報と本人の指静脈情報を、当社所定の方法により照合することをいいます。

3. (指静脈情報の登録等)

- (1) 指静脈情報の登録は個人のお客様に限ります。
- (2) 指静脈情報の登録は、当社本支店（コンサルプラザを除く）の窓口において、当社所定の本人確認書類および登録の書類等の提示を受け、当社所定の方法で本人であることを確認のうえ、当社が承認した場合に行います。
- (3) 生体認証 IC カードの再発行または更新による新カード発行の場合、新しい生体認証機能付き IC カードには指静脈情報は引き継がれません。生体認証 IC カードとして利用する場合は、再度指静脈情報の登録が必要となります。
- (4) 生体認証 IC カードに登録された指静脈情報を変更することはできません。変更を希望する場合は、当社所定の手続きにより生体認証機能付き IC カードの再発行を受けて IC カード生体認証特約ください。この場合、当社所定の本人確認書類等の提示を求めることがあります。なお、カードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただく場合があります。
- (5) 生体認証 IC カードに登録された指静脈情報の削除を希望する場合は、当社所定の手続きにより、削除を行います。この場合、当社所定の本人確認書類等の提示を求めることがあります。指静脈情報を削除した場合、当該カードは、通常の IC カードとしてご使用いただけます。なお、当該カードには、再度、指静脈情報を登録することはできません。再度、指静脈情報の登録を希望する場合には、当社所定の手続きにより生体認証機能付き IC カードの再発行を受けてください。この場合、当社所定の本人確認書類等の提示を求めることがあります。また、カードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただく場合があります。

4. (生体認証 IC カードの利用)

当社所定の ATM 等（提携先の ATM 等を含む）において、生体認証 IC カードを利用して払戻し、振込等、当社所定の取引（以下、「払戻し等」といいます。）を行う場合は、生体認証情報の照合を行いその同一性を確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認したうえで払戻し等を取扱います（以下、この取扱いを「生体認証による払戻し等」といいます。）。

5. (1 日あたりの利用限度額)

当社は、生体認証 IC カードの ATM 利用限度額（IC キャッシュカードにおける払戻し、振込、振替えおよびデビットカード取引の合計金額、もしくは IC ローンカードにおける借入れ、振込、振替えの合計金額）について、生体認証情報の照合を行いその同一性を確認する場合とそれ以外の場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

6. (障害時の取扱い)

生体認証情報の照合を行う当社所定の ATM 等に障害が生じた場合、その他当社がやむを得ないと認める相当の事由がある場合は、生体認証による払戻し等を一時中止することがあります。この場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

7. (代理人によるカードの利用)

- (1) 代理人のために発行された IC キャッシュカードが生体認証機能付き IC カードであり、当社が認めた場合は、代理人は当社所定の方法により代理人自身の指静脈情報を当該カードの IC チップに登録し、生体認証による払戻し等を行うことができます。
- (2) 代理人の指静脈情報の登録は、当社本支店（コンサルプラザを除く）の窓口において、当社所定の方法により行います。
- (3) 代理人の生体認証 IC キャッシュカードの利用についても、この特約を適用します。

8. (個人情報)

本人および代理人は、当社との間で生体認証 IC カードを用いて取引するにあたり指静脈情報による本人確認を行うために、以下について同意するものとします。

①本人および代理人の申し出により、

ア．生体認証機能付き IC カードの IC チップ内に、本人および代理人の指静脈情報を記録・保管すること。

イ．生体認証機能付き IC カードの IC チップ内に指静脈情報を登録するときに、当社が本人または代理人の指静脈情報を取得・利用・廃棄すること。

②本人または代理人が、生体認証 IC カードを用いて払戻し等を行うときに、当社が本人または代理人の指静脈情報を取得・利用・廃棄すること。

9. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上